遠別町行政サービスポイント事業実施要綱

（目的）

第１条　遠別町行政サービスポイント事業（以下「ポイント事業」という。）は、総合戦略や生涯活躍のまち事業計画に基づき、町民の社会参加活動を促し、「介護・福祉・生涯学習」を中心に事業を展開し、地域内で持続的に循環するサイクルを生み出し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「遠別町行政サービスポイント（以下「行政ポイント」という。）」とは、遠別町等が実施する付与対象事業への参加者等に対して付与するポイントであって、遠別町が付与する遠別町“たまーるカード”会（以下「カード会」という。）のポイントをいう。

（行政ポイント付与対象事業及び付与数）

第３条　行政ポイント付与の対象事業及び行政ポイント付与数等については、別に定める。

（行政ポイント付与の方法）

第４条　遠別町は、行政ポイント付与の対象事業の参加者等に、ポイント発行端末機によりポイントを付与する。ただし、対象事業実施時に行政ポイントの付与が難しい場合は、行政ポイント進呈券（以下「進呈券」という。）を交付することができる。

２　前項ただし書きにより、進呈券の交付を受けた者は、指定された期間内に進呈券をカード会加盟店等に提出し、ポイント発行端末機により行政ポイントの付与を受けることとする。

（カード会への支払い）

第５条　遠別町はカード会に、対象事業の参加者に付与した行政ポイント数に２円を乗じて算出した額を支払うものとする。

（この要綱の検討及び見直し）

第６条　町長は、この要綱の施行後必要に応じ、遠別町にふさわしいもので有り続けているか検討するものとする。

２　町長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この要綱を見直す等必要な措置をとるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、ポイント事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日要綱第６号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。